

2023

5

# KAWASAKI

川崎南法人会だより

税に関する絵はがきコンクール・税の標語表彰式	2
法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項	4
法律相談	5
税務署からのお知らせ	6
健康クリニック	8
活動報告	9
法人会からのお知らせ	10
新入会員のご紹介・主要行事予定	11

ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索

<https://km-hojinkai.or.jp>



発行所／公益社団法人川崎南法人会  
編集兼発行人／広報委員会

川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階  
<https://km-hojinkai.or.jp>

TEL : 044-276-8731  
FAX : 044-276-8738

# 令和4年度 税に関する絵はがきコンクール 及び 税の標語 表彰式

毎年開催しています川崎南法人会主催の税に関する絵はがきコンクールと川崎南間税会主催の税の標語表彰式を合同で3月22日(水)川崎市産業振興会館ホールに於いて行われました。「税に関する絵はがきコンクール」は、小学生への租税教育活動として、毎年実施しています。租税教室などを通じて、学童に“税の大切さ”や税金は毎日の生活の中でどのように役立っているかということをお小生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めてもらうことが目的です。

また、「税の標語」は税の啓発・広報活動及び租税教育推進の一環として毎年実施しています。

川崎区、幸区の小学6年生のみなさんからたくさんの応募があり、川崎南法人会会長賞、川崎南間税会会長賞、川崎南税務署長賞、川崎市長賞など作品が選ばれました。



## 税に関する絵はがきコンクール 優秀作品



川崎市立東小倉小学校6年  
矢嶋 蒼 さん



川崎市立東大島小学校6年  
浅野目 まりはな さん



川崎市立渡田小学校6年  
三宅 伶佳 さん



川崎市立日吉小学校6年  
水戸 陽菜 さん



川崎市立浅田小学校6年  
菅谷 風菜 さん





川崎市立東小倉小学校6年  
石井 健春 さん



川崎市立大師小学校6年  
廣瀬 愛子 さん



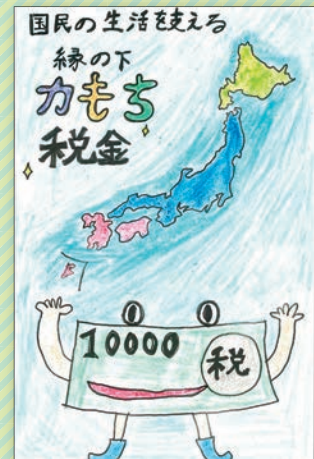
川崎市立幸町小学校6年  
堀内 凜 さん



川崎市立藤崎小学校6年  
河野 悠甫 さん

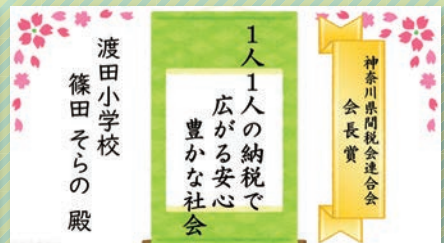
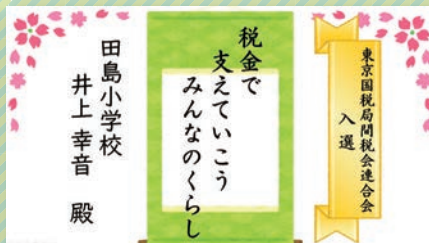
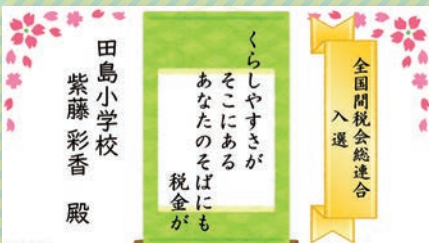
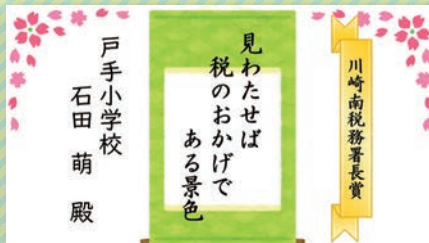
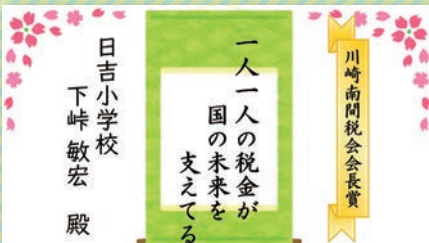


川崎市立戸手小学校6年  
原田 莉名 さん



川崎市立西御幸小学校6年  
鰐淵 翔 さん

税の標語 優秀作品



今回、応募頂いた作品が3月20日～27日の間、川崎信用金庫本店1階ロビーに展示されました。



# 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化が行われるとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置が講じられました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築が行われました。加えて、自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等の見直し、租税特別措置については、それぞれの性質等に応じ適切な適用期限が設定されました（令和5年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和5年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、インボイス制度の負担軽減措置等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

## 【法人課税】

### 1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。</li> </ul>

### 2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業投資促進税制について、対象資産の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。</li> </ul>

### 3. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業経営強化税制、中小企業防災・減災投資促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制については、一定の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。また、先端設備等に係る固定資産税の特例措置が見直され、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する設備投資に係る固定資産税の特例措置が創設されました。</li> </ul>

## 【消費税】

### 1. インボイス制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者者に混乱が生じないように制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとなりました。また、相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われました。</li> </ul>

## 【相続税・贈与税】

### 1. 相続時精算課税制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る）に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（改正前：5%）とする措置が講じられます（都市計画税についても同様）。</li> </ul>

## 【その他】

### 1. 震災復興等

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長されました。</li> </ul>

### 2. 電子帳簿保存

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置（電子取引データの出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにおけば、保存要件を不要として、電子取引データの保存を可能とする）が講じられるとともに、検索機能の確保の要件について緩和措置が講じられました。</li> </ul>

# 身近な法律相談

弁護士 渡部 英明



遺産分割の相談では、亡くなった人（被相続人）に対して特別な貢献をしてきた相続人がいた場合、その貢献を遺産分割にどのように反映させられるかという問題が出てくる場合があります。

今回は、寄与分について検討していきたいと思います。

**Q<sub>1</sub>** 寄与分とは何でしょうか。

**A<sub>1</sub>** 共同相続人の中に、被相続人の財産の維持又は増加について特別な寄与をした者がいるときは、被相続人の相続財産からその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなして相続分を算定し、その算定された相続分に寄与分を加えた額をその者の相続分とする制度です（民法第904条の2第1項）。この制度は、共同相続人間の実質的な公平を図ることを目的としています。

**Q<sub>2</sub>** 寄与分が認められるための要件は何でしょうか。

**A<sub>2</sub>** ア 相続人みずからの寄与行為があること、イ 特別な寄与であること、ウ 被相続人の遺産が維持又は増加したこと、エ 寄与行為と被相続人の遺産の維持又は増加との間に因果関係があること、です。アについては、①家事従事型、②金銭等出資型、③療養看護型、④扶養型、⑤財産管理型の態様があります。イについては、被相続人と相続人との身分関係に基づいて通常期待されるような程度を超える貢献であり、夫婦間の協力扶助義務や親族間の扶養義務・互助義務の範囲内の行為は特別な寄与には当たらないとされています。ウについては、寄与行為により財産上の効果があったことが必要であるとされています。エについては、寄与行為が精神的な援助や協力が存在するに過ぎない場合は寄与分は認められないとされています。

**Q<sub>3</sub>** 寄与行為の態様について、それぞれが寄与分として認められる具体的な要件は何でしょうか。

**A<sub>3</sub>** 寄与行為の態様として、①家事従事型、②金銭等出資型、③療養看護型、④扶養型、⑤財産管理型の態様があります。①については、無報酬又はこれに近い状態で被相続人が経営する農業、その他の自営業に従事していることです。特別な貢献、無報酬、継続性、専従性が認められることが必要とされています。②については、被相続人に財産や財産上の利益を給付する場合です。③については、無報酬又はこれに近い状態で病気療養中の被相続人の療養看護を行った場合です。単に被相続人と同居して家事の援助を行っているだけでは寄与分は認められないと思われます。④については、無報酬又はこれに近い状態で被相続人を継続的に扶養した場合です。扶養の必要性、特別な貢献、無償性、継続性が認められることが必要とされています。⑤については、無報酬又はこれに近い状態で、被相続人の財産を継続的に管理した場合です。賃貸管理の場合などがあります。

**Q<sub>4</sub>** 寄与分を定める手続きは何があるのでしょうか。

**A<sub>4</sub>** 寄与分を定める審判の申立てがあります。ただ、この場合、この申立てをするには、当該被相続人に関する遺産分割の審判事件が家庭裁判所に係属していることが必要です。また、寄与分を定める調停の申立てがあります。この場合は、遺産分割の調停や審判の係属がなくても相続開始から遺産分割の終了までの間、いつでも単独で申立てることができます。

**Q<sub>5</sub>** 被相続人に対し、扶養料を支払ってきた場合、過去の扶養料の求償を求めるために寄与分を定める審判の申立てはできるのでしょうか。

**A<sub>5</sub>** 寄与分を定める審判の申立てはできるとされています。また、過去の扶養に関し、本来的な権利行使の手段である扶養審判の申立ても認められているので（平成15年5月22日付大阪高裁決定）、どちらにするかは、それを主張する方の選択に委ねられているとされています。

# 国 税 職 員 採 用 募 集

**Pride of the Specialist** ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆ **人事院国家公務員  
試験(採用NAVI)**



◆ **採用関係  
お役立ちリンク集**



◆ **Web-TAX-TV**



2023年度から新設！

各試験区分	国税専門官 (A区分)	国税専門官 (B区分)	税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級) ※2022年度の実施状況
受験資格	1 1993(平成5)年4月2日～2002(平成14)年4月1日生まれの者 2 2002(平成14)年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの イ 大学(短期大学を除く。以下同じ。)を卒業した者及び2024(令和6)年3月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事院が上記イに掲げる者と同等の資格があると認める者		1 2023(令和5)年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(2020(令和2)年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び2024(令和6)年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	2022(令和4)年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	令和5年3月1日(水)9時～3月20日(月)[受信有効]		令和5年6月19日(月)9時～6月28日(水)[受信有効]	令和4年7月25日(月)9時～8月15日(月)[受信有効]
1次試験	令和5年6月4日(日)		令和5年9月3日(日)	令和4年10月2日(日)
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式) 専門試験(多肢選択式) 専門試験(記述式)		基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	基礎能力試験(多肢選択式) 経験論文試験
	[専門試験] 必須:民法、商法、会計学 選択:憲法・行政法、経済学、財政学、経営学、政治学・社会学・社会事情、英語、商業英語 記述:憲法、民法、経済学、会计学、社会学	[専門試験] 必須:民法・商法、会計学、基礎数学 選択:情報数学・情報工学、統計学、物理学、化学、経済学、英語 記述:科学技術に関連する領域		
2次試験	令和5年6月30日(金)～7月14日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時		令和5年10月11日(水)～10月20日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時	令和4年11月5日(土)、6日(日)、12日(土)又は13日(日)で指定する1日
	人物試験、身体検査		人物試験、身体検査	人物試験
3次試験				令和4年12月上旬又は中旬で指定する1日
				総評価面接試験
合格発表	令和5年8月15日(火)		令和5年11月14日(火)	令和4年12月22日(木)

※ 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)については、2022年度の実施状況を記載しています。  
2023年度の試験概要については、令和5年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。

事業者の皆様へ

どこに相談すればいいの？  
どんな支援があるの？

インボイス制度に関する相談窓口一覧表



こうした様々なお困りごとに対して、関係省庁等が連携してコールセンターや相談窓口を設け、事業者の皆様のご支援を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
<b>制度のご相談</b> 一般的なご質問 「インボイス制度とは何か」など、QAやパンフレット等に掲載されている内容について、ご案内します 一般的なご質問 【農業・林業・水産業・食品産業に従事している方】 個別のご相談、インボイス説明会への参加申込み 自身の登録の要否に関してどのように検討すればよいか 準備中の請求書がインボイスの記載要件を満たすか など e-Taxにより登録申請手続を行う場合の操作方法	税務相談チャットボット (AIが24時間自動回答) 国税庁インボイスコールセンター インボイス専用ダイヤル 農林水産省、水産庁、林野庁の担当課 など 所轄の税務署 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク	ご利用はこちらから (特設サイトからも利用可) <b>0120-205-553</b> (9:00-17:00 土日祝・年末年始除く) 別添1<農業等専用ダイヤル>をご覧ください 別添2<農林水産省HP> 消費税のインボイス制度について 《国税庁HP》 《農林水産省HP》 《国税庁HP》 税務署などの所在地を知りたい方 《e-TaxHP》 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク	<a href="#">《国税庁HP》 インボイス制度特設サイト</a> <a href="#">《農林水産省HP》 消費税のインボイス制度について</a> <a href="#">《国税庁HP》 税務署などの所在地を知りたい方</a> <a href="#">《e-TaxHP》 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク</a>
<b>補助金のご相談</b> IT導入補助金 各種ソフト、PC、レジ等の導入費用を補助します 小規模事業者持続化補助金 新たにインボイス発行事業者として販路開拓に取り組み費用 (税理士等への相談費用を含みます) 等を補助します	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター 【商工会地域の方】 事業を営まれている地域の地方事務所 【商工会議所地域の方】 商工会議所地区特種化補助金事務局コールセンター	<b>0570-666-424</b> (9:30-17:30 土日祝・年末年始除く) 別添2<都道府県地方事務所>をご覧ください <b>03-6632-1502</b> (9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	<a href="#">《IT導入補助金HP》 IT導入補助金</a> <a href="#">《商工会地区補助金事務局HP》 商工会地区小規模事業者持続化補助金</a> <a href="#">《商工会議所地区補助金事務局HP》 商工会議所地区小規模事業者持続化補助金</a>
<b>要請先からの代金減額・取引中止</b> 要請先からのご相談 独占禁止法上の優越的地位に関する一般的なご相談 談 独占禁止法上、どのような行為が規制されるか ※ 独占禁止法は、事業者の取引全般に適用されるか 下請法に関する一般的なご相談 下請法上、どのような行為が規制されるか 下請取引に関するご相談 中小企業の取引上のお悩み相談員や弁護士が回答します 建設業の下請取引に関するご相談 建設業法上、どのような行為が規制されるか 建設業者とのトラブル・違法行為に関するご相談 など	公正取引委員会本局、地方事務所等 公正取引委員会本局、地方事務所等 下請かけこみ寺相談窓口 地方整備局、都道府県 など	別添3<独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する相談ダイヤル>をご覧ください 別添4<下請法に関する相談ダイヤル>をご覧ください <b>0120-418-618</b> (9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く) 別添5<建設業専用ダイヤル>をご覧ください	<a href="#">《公正取引委員会HP》 インボイス制度関連コーナー</a> <a href="#">《公正取引委員会HP》 インボイス制度関連コーナー</a> <a href="#">《全国中小企業振興機関協会HP》 下請かけこみ寺</a> <a href="#">《国土交通省HP》 建設業法令遵守・指導監督</a>
<b>経営に関する相談</b> 経営に関する一般的なご相談 中小企業等の経営上のお悩み相談員が回答します ※ インボイス制度以外の内容もご相談頂けます 経営に関する一般的なご相談 【商工会・商工会議所の会員の方】 インボイス制度開始に伴う事業環境変化のお悩み相談や、各種支援策のご紹介	各都道府県のよろず支援拠点 お近くの商工会または商工会議所	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧ください 「関連サイト」掲載の電話番号をご覧ください	<a href="#">《よろず支援拠点全国本部HP》 支援拠点一覧</a> <a href="#">《全国商工会連合会HP》 全国各地の商工会WEBサーチ</a> <a href="#">《日本商工会議所HP》 商工会議所(都道府県連)名簿</a>

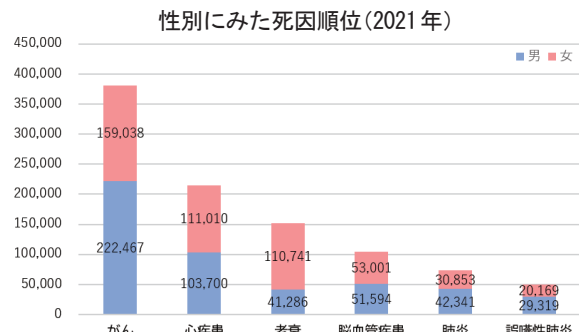
# 健診！全身！前進！～健康へと進もう～

おうち時間が多かった新型コロナウイルス感染症での外出自粛が落ち着きはじめました。コロナ前と現在、体の変化はありませんか？



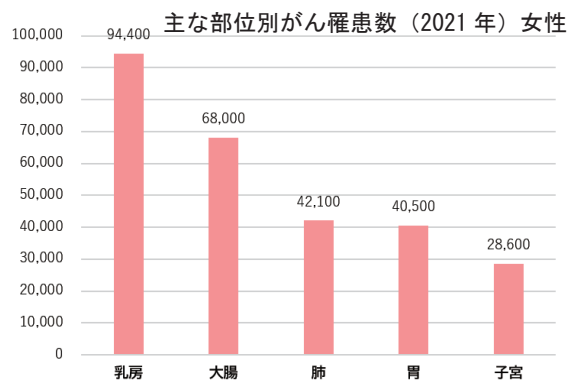
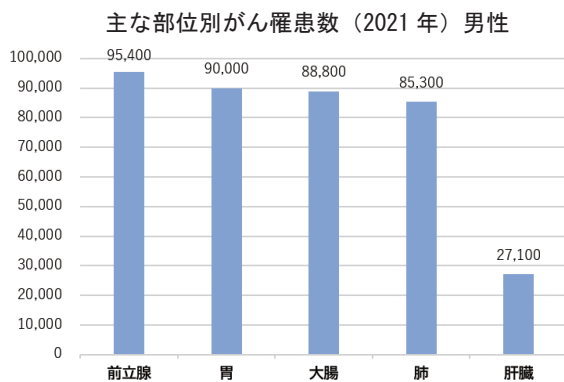
## 日本人の死因第1位はがん

厚生労働省の「令和3年（2021）人口動態統計（各定数）の概況」によると、死因の第1位は男女ともに「悪性新生物（がん）」でした。死亡数は38万1505人です。これは全死亡者数の26.5%になります。第2位は「心疾患（高血圧性を除く）」、第3位以降は「老衰」「脳血管疾患」「肺炎」となっています。



参照：厚生労働省第6表 性別にみた死因順位 [https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei21/dl/10\\_h6.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei21/dl/10_h6.pdf) を元に疾患別死因統計グラフを作成

## 罹患率が高いのは、男性は「前立腺」、女性は「乳房」



参照：国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」をもとに男女別部位別罹患患者数グラフを作成

男性は男性特有のがんである「前立腺がん」、女性は女性特有のがんである「乳がん」の罹患率が高くなっています。また女性は「子宮がん」も5位と、罹患率が高くなっています。

## 健診やがん検診を受けて早期発見に努めましょう！

罹患率が高いがんには『がん検診』があります。早期に発見することができれば、前立腺がんの5年相対生存率は100%、乳がんは99.3%です。大腸がんや胃がんも95%を超えています。しかし、がん検診の受診率はほとんどが50%未満です。

今年こそは「早期発見・早期治療」でがん検診を受診しましょう！肝臓がんやすい臓がんなど、がん検診がなく、見つかりにくいがんも通常の健診に『腹部エコー』や『腫瘍マーカー』を組み合わせることで、発見できる可能性が高くなります。かかりつけのクリニックなどで相談してみるのも良いかもしれません。



社会医療法人財団 石心会

川崎幸クリニック

電話予約番号：044-511-2112



※それぞれの年齢や要望に合ったおすすめのおプション検査の相談も受けております。  
※企業健診も受け付けております。お気軽にご相談ください。

2023年4～6月限定 オプション検査が特別料金価格で追加できます。



**厚生委員会 健康セミナー**

2月17日



会場：サンピアンかわさき  
 テーマ：  
 「血液サラサラと健康」  
 講師：  
 順天堂大学 医療科学部  
 学部長 長岡 功 氏

**青年部会連絡協議会セミナー**

3月10日



会場：吉池旅館  
 テーマ：  
 「奇跡を起こす人になれ」  
 講師：元プロボクサー  
 竹原 慎二 氏

**源泉部会研修会**

2月20日

会場：カルッツかわさき  
 テーマ：  
 「退職所得の源泉徴収事務」  
 講師：  
 川崎南税務署  
 法人課税第2部門  
 沖野 秀晴  
 上席国税調査官



**支部合同税務研修会**

3月13日

会場：サンピアンかわさき  
 テーマ：「消費税・インボイス制度（改正点を含む）」及び「電子帳簿保存法の改正」について  
 講師：川崎南税務署法人課税第1部門  
 足立 郁子 上席国税調査官



**消費税インボイス制度説明会**

3月3日



会場：  
 川崎市産業振興会館  
 講師：  
 川崎南税務署  
 法人課税第1部門  
 足立 郁子  
 上席国税調査官

**ボウリング大会**

3月15日



会場：川崎グランドボウル

**社員研修講座**

3月6日

会場：川崎市産業振興会館  
 テーマ：  
 「心をつかむ！誰からも好かれる話し方」  
 講師：  
 コミュニケーション  
 プロデューサー  
 谷 厚志 氏



**女性部会年度末研修会**

3月28日

会場：  
 川崎市産業振興会館  
 テーマ：  
 「税の旅（北海道編）」  
 講師：川崎南税務署  
 佐々木 健吾 副署長



**法人会 インターネットセミナーのご案内**

川崎南法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<https://km-hojinkai.or.jp>



川崎南法人会のホームページから無料でセミナーが受講できます。お好みのセミナーをパソコンから選んで頂き、マウスでクリックするだけで、「映像」と「音声」による本格的セミナーが受講できます。

●利用できる方

川崎南法人会会員企業（一部のセミナーは一般の方もご利用できます）

●利用方法

川崎南法人会ホームページから会員の方は、会員専用サイトにIDとパスワードを入力してログイン後、500タイトル1500本以上のセミナーがご覧いただけます。

ID・パスワードは

会員ID：**hj0215**

パスワード：**4852**

500タイトル1500本以上のセミナーが無料で受講できます

## 川崎南法人会からののお知らせです

法人会では、税務協力団体としての役目を果たすべく、各種情報発信を行っております。

会員企業のみなさまには、今後も継続して有益な税に関する情報を直接お届けする活動を行ってまいります。

右の冊子につきまして、必要な会員企業さまに無償でご提供いたします。(送料含無料)

ご希望の方は、法人会事務局までFAXを頂くか、メールにて会社名、ご担当者さま、ご住所、連絡先、必要冊子名及び部数をお知らせください。



【法人会事務局】FAX : 044-276-8738 Eメール info@km-hojinkai.or.jp

七つの間違い探し

※左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。  
見つけられますか？ (答えは11頁にあります)

【作者紹介】 神谷一郎 (かみや・いちろう) 専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

## 会報誌は広報委員会で発行しています！

発行を通して様々な活動を、会員ならびに賛助会員、さらには一般の方々に広くお知らせしていく活動をしています。少ない紙面の中で見やすく読みやすいよう工夫検討しながら、税務署からののお知らせ、活動報告やイベントの案内、税務・医療に関する諸々の最新情報の掲載をしています。

法人会だよりは昭和47年に創刊されて以来、今号で313号を迎えました。

今後もより見やすく編成し、情報をわかりやすく、タイムリーにお知らせできるよう取り組んでおります。皆様に愛され、異業種交流の場として会員の声を原稿に反映し、また、日々変わっていく法人会、税制の情報をお伝えしていけるよう、広報委員一同努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

広報委員長 大川原 久

## 新入会員のご紹介

(令和5年2月1日～令和5年3月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
東3	アオイ機工(株)	青柳達磨	日ノ出2-9-19	金属加工	(株)アップ総合企画
南2	(株)L i f e T i e	岩本大輝	京町1-3-10-102	整理業、サービス	事務局
南3	(株)ライフケア順	鈴木順一	大島3-15-18	介護事業	A I G 損害保険(株)
東2	(株)T M K	古賀美香	四谷上町12-3	訪問看護	(株)小俣商店
南2	新沼工業(株)	新沼博教	小田7-2-1-320	保温、板金工事	A I G 損害保険(株)

## 川崎南法人会 主要事業予定

### 令和5年 5月

#### 10日(水)

##### ●第1回 広報委員会

会場：カルッツかわさき  
時間：11:00～12:00

#### 11日(木)

##### ●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他  
会場：川崎南税務署  
時間：13:30～16:05

#### 16日(火)

##### ●源泉部会 研修会

テーマ：「給与所得の源泉徴収事務」  
講師：川崎南税務署担当官  
会場：川崎市産業振興会館  
時間：14:00～16:00

#### 17日(水)

##### ●日帰りバス研修旅行

場所：房総びわ狩りとお花摘み体験

#### 18日(木)

##### ●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他  
会場：川崎南税務署  
時間：13:30～16:20

#### 23日(火)

##### ●青年部会 報告会

会場：川崎市産業振興会館  
時間：17:30～18:30

#### 25日(木)

##### ●社員研修講座

テーマ：「徹底！ビジネスマナー」  
講師：(株)SUGIコーポレーション  
杉本直鴻氏  
会場：カルッツかわさき  
時間：14:00～16:00

#### 30日(火)

##### ●女性部会 役員会

会場：カルッツかわさき  
時間：14:00～15:00

#### 31日(金)

##### ●源泉部会 役員会

会場：川崎市産業振興会館  
時間：15:00～16:00

##### ●源泉部会 報告会

会場：川崎市産業振興会館  
時間：16:00～17:00

#### 13日(火)

##### ●第11回 通常総会及び記念講演会

会場：川崎日航ホテル  
時間：記念講演会 14:00～15:00  
通常総会 15:20～17:00

#### 19日(月)

##### ●源泉部会 研修会

講師：社会保険労務士 志田 淳氏  
会場：カルッツかわさき  
時間：14:00～16:00

#### 21日(水)

##### ●ゴルフ大会

場所：立野クラシック・ゴルフ倶楽部

#### 22日(木)

##### ●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他  
会場：川崎南税務署  
時間：13:30～16:35

#### 26日(月)

##### ●消費税・インボイス制度説明会

講師：川崎南税務署担当官  
会場：川崎市産業振興会館  
時間：14:00～15:45

#### 26日(月)～10日間

##### ●実務経理セミナー

講師：東京地方税理士会 川崎南支部  
岩谷 敦史氏  
会場：川崎市産業振興会館  
時間：18:00～20:00

### 令和5年 6月

#### 6日(火)

##### ●女性部会 報告会

会場：縁道食堂  
時間：16:00～17:00

### ● 税務無料相談 ●

#### 相談日

5月の相談日／9日(火)、16日(火)  
6月の相談日／20日(火)、27日(火) 午後1時～3時  
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

#### 場所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-276-8731  
川崎市幸区堀川町66-20(川崎市産業振興会館5F)

### ● 法律無料相談 ●

#### 相談日

ご希望の日程、時間をお知らせください  
お気軽にご相談ください

#### 場所

横浜綜合法律事務所 ☎044-276-8731  
横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター11F  
相談については、事前に事務局までご連絡ください。



# Business Guard



AIG 損保

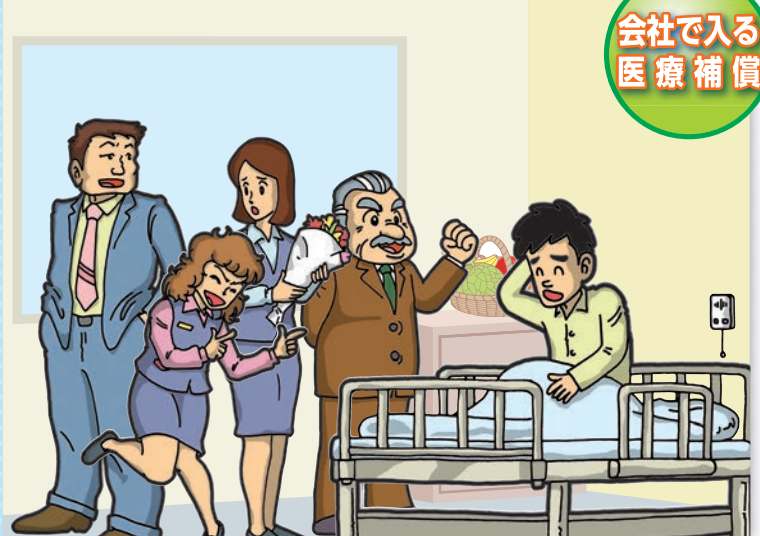
会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

## 法人会の ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険

疾病入院医療費用保険金・  
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る  
医療補償



地震災害の  
リスクをガード

## 法人会の ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険

地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

### 充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーパック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

## AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

横浜支店 営業第一課 (高橋)

〒222-0033

神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19

富士火災横浜ビル2F

TEL. 045-277-3140 FAX. 045-476-8179

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)